

第2回久慈市議会定例会議会議録（第1日）

議事日程第1号

平成27年6月11日（木曜日）午前10時00分開議

第1 会議日程の決定

議会運営委員長の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号から議案第16号まで及び報告第1号から報告第7号まで

提案理由の説明・総括質疑

委員会付託（議案第1号及び議案第2号を除く）

第4 請願3件

請願の紹介

委員会付託

会議に付した事件

日程第1 会議日程の決定

議会運営委員長の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第1号 平成27年度久慈市一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 平成27年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第4号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 暴力団排除条例

議案第6号 訪問看護ステーション条例を廃止する条例

議案第7号 久慈湊漁港海岸災害復旧（23災害第633号防潮堤）その1工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて

議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについて

議案第10号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第11号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第12号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第13号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第14号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第15号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第16号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて

報告第1号 平成26年度久慈市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 平成26年度久慈市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第3号 平成26年度久慈市漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成26年度久慈市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成26年度久慈市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第6号 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分書の報告について

報告第7号 職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分書の報告について

日程第4 請願受理第18号 農協法改定をはじめとした「農業改革」に関する請願

請願受理第19号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算拡充を求める請願

請願受理第20号 戦争加担に繋がる「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」に反対する請願

出席議員（23名）

1 番 梶 谷 武 由君 2 番 下川原 光 昭君
3 番 藤 島 文 男君 4 番 上 山 昭 彦君

- 5 番 泉 川 博 明君 6 番 木ノ下 祐 治君
 7 番 畑 中 勇 吉君 8 番 砂 川 利 男君
 9 番 山 口 健 一君 10 番 桑 田 鉄 男君
 11 番 澤 里 富 雄君 12 番 中 平 浩 志君
 13 番 小 柳 正 人君 14 番 堀 崎 松 男君
 15 番 小 倉 建 一君 16 番 小野寺 勝 也君
 17 番 城 内 仲 悦君 18 番 下 館 祥 二君
 19 番 中 塚 佳 男君 20 番 八重櫻 友 夫君
 21 番 高屋敷 英 則君 22 番 宮 澤 憲 司君
 23 番 大 沢 俊 光君

欠席議員（1名）

- 24 番 濱 欠 明 宏君

事務局職員出席者

事務局長 澤 口 道 夫 事務局次長 嵯 峨 一 郎
 議事係長 皆 川 賢 司 議 事 係 長 内 紳 悟

説明のための出席者

市 長 遠藤 謙一君 副 市 長 中居 正剛君
 総 務 部 長 勝田 恒男君 総合政策部長 一田 昭彦君
 総合政策部次長 奈良 透君 生活福祉部長 (兼福祉事務所長) 和野 一彦君
 産業経済部長 浅水 泰彦君 建設部長 (兼水道事務所長) 中森 誠君
 会計管理者 鹿糠沢光夫君 山形総合支所長 大森 正則君
 教育委員長 成田 不美君 教 育 長 加藤 春男君
 教 育 部 長 澤里 充男君 総 務 課 長 (併運営事務局長) 夏井 正悟君
 財 政 課 長 久慈 清悦君 政策推進課長 重 浩一郎君
 教育委員会 教育総務課長 大橋 卓君

午前10時00分 開催・開議

○議長（八重櫻友夫君） ただいまから、第2回久慈市議会定例会議を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告は、濱欠議員よりありました。

諸般の報告

○議長（八重櫻友夫君） 諸般の報告をいたします。

市長から議案等の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、請願3件を受理いたしましたので、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告3件が提出され、お手元に配付してあります。

次に、市長から法人の経営状況を説明する書類が提出され、お手元に配付してあります。

次に、3月定例会以後の議長の出席した会議等主な事項について、概要を配付してあります。

なお、地方自治法第100条第13項並びに久慈市議会会議規則第120条第1項ただし書き及び同条第2項の規定により、当職において決定し、議員派遣した内容については、配付のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

次に、クールビズの一環として6月から9月までの会議は軽装で行うことを申し合わせましたので、ご報告いたしますとともに、ご協力をお願いいたします。

日程第1 会議日程の決定

○議長（八重櫻友夫君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議日程の決定を議題といたします。

会議日程案に関し、委員長の報告を求めます。小柳議会運営委員長。

〔議会運営委員長小柳正人君登壇〕

○議会運営委員長（小柳正人君） おはようございます。第2回久慈市議会定例会の運営につきまして、去る6月19日に議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

今定例会で審議いたします案件は、市長付議事件16件、請願3件及び継続審査中の請願1件であります。また、一般会計繰越明許費繰越計算書ほか6件の報告があります。

一般質問については、4会派及び6人の計10人の議員から通告されております。

これらのことから、お手元に配付しております日程案のとおり、本日と6月16日、17日及び24日に本会議を、6月19日に常任委員会をそれぞれ開き、6月12日、15日、18日、22日及び23日を議案調査のための休会とする会議日程とすべきものと決しました。

各位のご協力をお願い申し上げ、ご報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（八重櫻友夫君） お諮りいたします。本定例会議の日程は、ただいまの委員長報告のとおり、決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よ

って、そのように決定いたしました。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（八重櫻友夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、藤島文男君、木ノ下祐治君、畑中勇吉君を指名いたします。

~~~~~

日程第3 議案第1号から議案第16号まで及び報告第1号から報告第7号まで

○議長（八重櫻友夫君） 日程第3、議案第1号から議案第16号まで及び報告第1号から報告第7号までを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。中居副市長。

〔副市長中居正剛君登壇〕

○副市長（中居正剛君） 提案いたしました議案16件の提案理由及び報告7件について、ご説明申し上げます。

議案第1号「平成27年度久慈市一般会計補正予算（第3号）」であります。今回の補正は、国県支出金等の内定による事業費の調整のほか、5月補正予算編成後において、対応を要する経費を計上したものであります。

1ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億6,545万円を追加し、補正後の予算総額を240億5,366万3,000円にしようとするものであります。

款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、第2条債務負担行為の補正であります。4ページの第2表のとおり、海女センター指定管理費ほか1件を追加しようとするものであります。

次に、第3条地方債の補正であります。6ページ、7ページの第3表のとおり、文化会館改修事業を追加するとともに公共施設防災機能強化事業について、その限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第2号「平成27年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。今回の補正は、1ページのとおり、債務負担行為を追加しようとするものであります。

補正の内容であります。2ページ、第1表のとおり、公共下水道事業管渠施設費ほか1件を追加しよう

とするものであります。

次に、議案第3号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」であります。この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市の実施機関が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保し、及び個人情報保護審査会の調査、審議する事項に、評価書に関する事項を加えるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第4号「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例」であります。この条例は、コンビニエンスストアにおける市税等の収納業務を実施するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第5号「暴力団排除条例」であります。暴力団排除に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項、必要な規制等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民生活の安全と平穩の確保及び市民経済の健全な発展に寄与しようとするものであります。

次に、議案第6号「訪問看護ステーション条例を廃止する条例」であります。この条例は、これまで市が行ってきた訪問看護事業を継続できる民間の訪問看護事業所が岩手県から指定を受け、本年4月1日から業務を開始しているため、市が運営している訪問看護ステーションを廃止しようとするものであります。

次に、議案第7号「久慈湊漁港海岸災害復旧（23災害第633号防潮堤）その1工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」であります。本案は、平成25年7月29日に議会の議決を経て、山口建設株式会社と当初契約を締結し、その後の平成26年12月17日の議会の変更議決を経て、変更契約の締結を行った久慈湊漁港海岸災害復旧（23災害第633号防潮堤）その1工事について、契約請負金額4億4,139万960円から1,146万960円を減額し、4億2,993万円で請負変更契約を締結しようとするものであります。

変更工事の内容であります。県事業の2級河川夏井川三陸高潮対策事業に係る河川堤防の改良工事及び市道付替え工事の進捗状況から、防潮堤起点部の一部が工期内に施工困難な状況となるため、その影響範囲となる防潮堤上部の天端被覆工と表法被覆工及び裏法

被覆工の一部を減工し、早期に津波防御効果を発揮しようとするものであります。

次に、議案第8号「財産の取得に関し議決を求めることについて」であります。本案は、久慈市総合防災公園の整備に伴い、公園用地として、旭町第7地割、源道第13地割及び夏井町大崎第3地割、第4地割、第5地割、第9地割地内の土地、18万6,129.02平方メートルを1億9,415万9,077円で買入れをしようとするものであります。

次に、議案第9号「財産の取得に関し議決を求めることについて」であります。本案は、都市計画道路広美町海岸線及び都市計画道路久慈湊大川目線の用地として、長内町第37地割、湊町第15地割、第16地割、第17地割地内の土地、6,658.66平方メートルを3,910万4,660円で買入れをしようとするものであります。

次に、議案第10号から議案第15号までの「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」であります。まず、議案第10号は、久喜地区防災センターの管理を行わせるため、指定管理者として久喜地区会を指定しようとするものであります。

以下、議案第11号、秋葉館を八日町町内会に、議案第12号、湊地区防災センターを湊町中組町内会に、議案第13号、元木沢地区防災センターを元木沢町内会に、議案第14号、ふっこう館をふっこう館協議会に、議案第15号、久慈市小袖海女センターを久慈市漁業協同組合小袖漁業生産部に、それぞれの施設の管理を行わせようとするものであります。

なお、いずれも指定期間を平成27年7月1日から平成30年3月31日までにしようとするものであります。

次に、議案第16号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」であります。ご提案申し上げます。おきます湊源道線は、久慈市復興計画に基づき、久慈湊小学校の児童及び周辺住民の避難道路として整備し、国道395号と市道山岸線を結ぶ路線であり、公共性が高いと認められることから、市道に認定しようとするものであります。

次に、報告第1号「平成26年度久慈市一般会計繰越明許費繰越計算書」であります。補正予算において繰越明許費として議決いただきました公共施設防災機能強化事業ほか35件について、本計算書のとおり事業費を平成27年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第2号「平成26年度久慈市一般会計事故

繰越し繰越計算書」であります。震災後の需要急増により設備製造に遅延が生じ、事業完了ができなくなり、年度内に経費の支出ができなかったさけ・ます種苗生産施設等復興支援事業費補助金ほか8件について、本計算書のとおり事業費を平成27年度へ繰越したものであります。

次に、報告第3号「平成26年度久慈市漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書」であります。補正予算において繰越明許費として議決いただきました漁業集落排水整備事業費について、本計算書のとおり事業費を平成27年度へ繰越したものであります。

次に、報告第4号「平成26年度久慈市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」であります。補正予算において繰越明許費として議決いただきました公共下水道事業費補助ほか1件について、本計算書のとおり事業費を平成27年度へ繰越したものであります。

次に、報告第5号「平成26年度久慈市水道事業会計予算繰越計算書」であります。建設改良費の繰越額について、震災復旧・復興工事等の影響による資材不足等のため、年度内に事業が完了できなかったこと等により、取水及び施設整備事業について、本計算書のとおり、平成27年度へ繰越したものであります。

次に、報告第6号「職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分報告について」であります。本件は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正に伴い、職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号「職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分報告について」であります。本件は、本年4月30日、久慈市田高1丁目地内の市道小久慈線において、市が保有する車両と相手方の保有する自転車が出会い頭に接触し、相手方が保有する自転車の前輪を損傷したものであります。この事故に係る損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

これまでも交通安全については、日ごろから指導を

行っているところでありますが、今後とも周囲の状況を確認するなど、安全な運転を行うよう指導してまいります。

以上で、提案理由及び報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（八重櫻友夫君） これより提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第3号から議案第16号までの14件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、付託省略議案について、お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号の補正予算2件は委員会の付託を省略し、6月24日の本会議で審議することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第4 請願受理第18号から請願受理第20号まで

○議長（八重櫻友夫君） 日程第4、請願受理第18号から請願受理第20号までを議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。城内仲悦君。

〔17番城内仲悦君登壇〕

○17番（城内仲悦君） 請願受理第18号「農協法改定をはじめとした「農業改革」に関する請願」について、8人の紹介議員を代表し、説明させていただきます。

政府は、今通常国会に農業改革に関する法案を提出しました。

この農業改革は、安倍首相の日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にするという成長戦略の一環として、農業を岩盤規制の象徴として描き出し、農業・農村を企業の自由競争の場に開放し、農協の事業と資産を大企業に差し出すものとなっています。

TPPを前提とした農政改革では、農政から家族農業経営を追い出す方向が打ち出されており、農業改革が進められるならば、地域農業と地域の暮らし、そし

て、協同組合を破壊することになってしまいます。

安全な食料を安定的に生産する日本の農業を守り、食料自給率を向上させる政策、そして、地域農業と家族的農業経営、地域の暮らしを支える農協を発展させてこそ、地域経済を活性化させる道だと考えます。

請願事項は2点であります。

第1点は、農政改革に当たっては、国連も推奨している家族農業経営も担い手に位置づけ、食料自給率の向上を目指すものとする。一般企業の農地取得に道を開く農地法改定や農業委員会の公選制廃止などをやめること。

第2点は、協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制はやめることとあります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。本請願の紹介とさせていただきます。

○議長（八重櫻友夫君） 梶谷武由君。

〔1番梶谷武由君登壇〕

○1番（梶谷武由君） 請願受理第19号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算拡充を求める請願」について紹介いたします。

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律では、1学級当たりの人数が小学校1年生のみが35人で、それ以上の学年は40人のままとなっています。国や県の財政措置で、小学校4年生までが35人学級が実現していますが、制度として確立されていません。

学校では、指導要領の本格実施による授業時数の増加や指導内容の増加、いじめ・不登校等児童生徒指導の課題の深刻化、発達障害など特別な支援が必要な子供たちへの対応など、一人ひとりの子供にきめ細やかな丁寧な対応が必要となっています。

このようなことから、1学級の規模を引き下げ、計画的な定数改善が必要であります。

また、教職員の確保と適正配置のための在任を安定的に確保するために義務教育費国庫負担制度が生まれ、現在は、公立の義務教育諸学校教職員の給料、諸手当三分の一を国が負担することになっています。

子供たちがどこに住んでいても一定水準の教育を受けるようにするためには、地方財政力の弱い自治体の財源を保障していく必要があります。

この制度における国の負担割合は以前は二分の一でしたが、財政事情や国の考え方により、現在は、国の負担割合が三分の一となっています。この制度を堅持することと、地方財政力の弱い自治体の財源確保が必要であり、以前と同じように国庫負担割合を二分の一に復元することが必要と考えます。

教職員定数の改善に加え、学校施設の整備、日常の教育活動に必要な予算、通学路の安全対策など、教育予算全体を拡充するためには、地方交付税を含む国の予算を拡充する必要があります。特に、被災自治体への配慮が必要と考えます。

このような状況をご理解いただき、今請願を採択くださるようお願い申し上げます、請願の紹介といたします。

次に、請願受理第20号「戦争加担に繋がる「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」に反対する請願」について紹介いたします。

政府は、昨年7月に集団的自衛権の行使容認の閣議決定を行い、集団的自衛権行使を可能とするために、今国会に国際平和支援法案と平和安全法制整備法案を提案しています。

これまで歴代内閣は、憲法9条のもとでは、自衛権の行使は我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどめるべきだとして、集団的自衛権の行使を容認しませんでした。安倍首相は、日本と密接な関係にある他国の軍事支援や自衛隊の武力行使などを米軍の求めに応じて自由に行使できるように、自衛隊法などを改定しようとしています。

日本国憲法は平和主義を規定し、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権を否定しています。今、提案されている法案は、平和憲法下の我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した日本のあり方を根本から変えるものです。

日本弁護士連合会は5月29日の定期総会で、安全保障に関連した法案について、憲法上許されない集団的自衛権の行使を容認するもので、憲法9条に真正面から違反するとして反対する宣言を採択しています。

また、共同通信社が5月31日に行った世論調査で、安全保障関連法案に対する国民の理解が依然として進んでいない実態が明らかになったと報じています。

衆議院憲法審査会が6月4日に憲法学の専門家を招いて参考人質疑が行われました。3人の参考人は、自民党など各党の推薦で招致され意見を述べたわけですが、

全員が集団的自衛権行使を可能とする安全保障関連法案について、憲法違反であるとの見解を示しました。

自衛隊員のリスクが増大することが明らかでありながら、安倍首相はリスク増を認めようとせず、政権内でも見解が一致していないことも明らかになっています。このような状況の中で性急にこの法案をさせるべきではありません。

請願の趣旨をご理解いただき、採択くださるようお願い申し上げます、請願の紹介を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいま議題となっております請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

~~~~~

散会

○議長（八重櫻友夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午前10時31分 散会